

福祉用具貸与事業者の皆様へ

国民健康保険中央会 介護保険課

国保連合会への介護保険請求時の注意事項について
(平成 29 年 10 月貸与分(11 月の介護請求分)から)

本会の事業運営につきましては、平素より格別のご高配をいただき、厚くお礼申し上げます。

平成 29 年 10 月 19 日付介護保険最新情報 Vol.609 にて、介護給付費明細書に記載する福祉用具貸与の商品コード及び「介護給付費請求書等の記載要領について」の一部改正について通知されております。

これらの内容について確実にご対応いただく必要があることから、注意事項としてお知らせいたします。該当事業所におかれましては、平成 29 年 10 月からの福祉用具貸与分の請求に際して、ご注意くださいいただきますようお願いいたします。

1. 対象となる請求様式

サービス種類	請求様式
17：福祉用具貸与	様式第二
67：介護予防福祉用具貸与	様式第二の二
33：特定施設入居者生活介護 (うち、外部サービス利用型で提供の福祉用具貸与分)	様式第六の三
35：介護予防特定施設入居者生活介護 (うち、外部サービス利用型で提供の介護予防福祉用具貸与分)	様式第六の四

2. 介護給付費明細書の摘要欄に記載する商品コードについて

当該コードは公益財団法人テクノエイド協会が付しております。当協会のホームページにコード一覧を掲載しております。

○掲載先(公益財団法人テクノエイド協会ホームページ)
<http://www.techno-aids.or.jp/visible/index.shtml>

3. 介護給付費請求書の記載について

平成 29 年 10 月から、介護給付費明細書の摘要欄に公益財団法人テクノエイド協会が付している T A I S コード又は福祉用具届出コードのいずれかを記載することとなりますので、ご注意ください(当該コードの記載がない場合、各国民健康保険団体連合会の審査において返戻となります)。

なお、同一の商品を複数貸与している場合は、介護給付費明細欄の行を分けて 1 件ずつ記載することとなります。

また、付属品をセットで貸与した際に、これまでは当該付属品を「0 単位」として請求(貸与商品に合算)しているケースもありましたが、付属品についても、該当するサービス単位数を記載いただきますようお願いいたします。(0 単位とは記載しないようお願いいたします。)